

CIDESCO-NIPPON会員サロン認証規定

CIDESCO-NIPPON

1. CIDESCO-NIPPONはCIDESCOディプロマ保持者によって経営あるいは管理・運営されている、エステティック関連の事業所を認証することができる。
2. 前条の認証は CIDESCO-NIPPON会員サロンとし、事業の呼称は、サロン、スパ、その他の関連名称を包含する。
3. 認証は、当該施設の業務内容が、CIDESCOという世界基準のディプロマ保持者によって管理されている事を、CIDESCOのロゴマークと共に顧客に周知する事を目的で行う。
4. 認証は毎年申請を受け、審査の上、当該年ごとに証書とステッカーを配布する。
5. 審査の条件は以下のとおりとする。
 - ① 申請サロン（スパ等を含む）がCIDESCOディプロマホルダーによって管理・運営されていること。
 - ② 一人のディプロマホルダーは1か所のサロンのみ申請できる。
 - ③ サロンの営業内容は、必ず一般のビューティセラピーのメニューを含むものとする。
 - ④ 上記メニューのための化粧品と施術機器・消毒機器を備えていること。
 - ⑤ サロンは、外部に向けて店名を表示し、専門の施術スペースを備えていること。
 - ⑥ 顧客への料金表示、販売方法が適切であること。
 - ⑦ 一般社団法人日本エステティック振興協議会の定める『エステティック業統一自主基準』及び一般財団法人日本エステティック研究財団による『エステティックの衛生基準』を遵守していること。
6. 認証は以下の手続きによって行う。
 - ① 毎年9～10月に本認証の告知・募集を行う。
 - ② 10～11月に、理事メンバーによる認証審査を行い、理事会の意見を聞いて決定する。
 - ③ 認証料の入金を確認した後、12月中に翌年の証書とステッカーをサロンに送付する。
7. 認証の後、当該サロンにおいて不祥事が発生した場合は、理事会に諮って対策を行う。

【付則】

1. この規定は2017年9月1日 一般社団法人CIDESCO-NIPPON理事会の理事会において議決・制定された。
2. 2018年9月1日変更。本規定は、2018年9月1日から施行する。